

登録販売者試験関係 Q&A

※今までに質問を受けた内容をまとめています

Q 試験が受けられなかった場合は受験手数料は返金されるか	A 自己都合で受験されない場合は返金等の対応はしておりません。 なお、災害等の特段の事情により試験の実施が中止等となった場合は、山口県収入証紙の返還手続きを案内する等の対応をする可能性があります。 また、災害等による受験者の不便、費用、その他の個人的損害については責任を負いかねます。
Q 試験会場は選べるか	A 選べません。今後配布する受験票でご確認ください。
Q 車で行くことができる会場にしてほしい	A 会場は希望できません。
Q 試験会場までどのように行けばよいか	A 受験案内にも簡単に記載しております。 地図等の詳細情報につきましては、試験会場となっている施設がホームページ等で公表しているアクセス方法を参照してください。
Q 試験会場に車で行けるか	A 会場によって異なります。 維新百年記念公園、山口県セミナーパークは車のご利用が可能です。 山口県教育会館は、公共交通機関でお越しください。 また、山口県庁は車のご利用ができますが、駐車場に限りがあるので公共交通機関の利用が望ましいです。
Q 県外の受験者だが、受験願書は近くの保健所に提出して良いか。	A 県外の方は、必ず、山口県薬務課(〒753-8501 山口市滝町1-1)まで郵送にて提出してください。
Q 受験願書は直接持つて行って良いか	A 県内にお住まいの方は、お近くの県健康福祉センター(山口健康福祉センター防府保健部は除く)、下関市立下関保健所に持参されても支障ありません。 なお、郵送される場合は、簡易書留等により確実に届く方法をお願いします。
Q 写真は、どのようなものを準備したらよいか	A 縦4センチ、横3センチのもので、出願前6ヶ月以内に撮影した正面向き及び上半身像で無帽のものをご準備ください。 写真裏に氏名を記入し、写真票に貼って提出してください。
Q 写真は、医療用ウィッグをつけて撮影したものでもよいか	A 支障ありません。
Q 電算入力票は必要か	A 必要書類としています。 なお、提出書類一式が不備がない状態で揃っていないと受付できません。
Q 返信用封筒は必要か	A 必要書類としています。 封筒のサイズ間違い、140円切手の貼り忘れにご注意ください。 なお、返信用封筒を含む提出書類一式が不備がない状態で揃っていないと受付できませんので、十分に注意してください。
Q 提出書類チェックシートは必要か	A 必要書類とはしていませんが、郵送で送付される方は、チェックシートを御記入の上、願書に同封してください。 また、各健康福祉センター又は下関市立下関保健所に持参される方も、提出書類のチェックに御活用ください。

Q 県証紙はどこで購入できるか	<p>県健康福祉センター(山口、長門、萩の健康福祉センターに限る)、下関市役所売店、県税事務所、県庁職員会館売店等で購入ができます。</p> <p>A 郵送での販売は県庁内の山口県職員会館のみの対応となります。 詳細は、山口県ホームページから「会計課>山口県収入証紙について」をご覧ください。</p>
Q 県外で県証紙を購入できる場所はあるか	<p>県外で県証紙を購入できる場所はありません。 県外からの購入については、地方職員共済組合山口県職員会館が郵送販売のみ行っています。</p> <p>A (郵送先及び購入に当たっての問い合わせ先) 〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県職員会館 TEL:083-933-4730 ※ 受験願書の提出先ではないので、ご注意ください</p>
Q 不要の県証紙をどうしたらよいか	<p>県税事務所で返還手続きを行うことができます。(持参、郵送どちらも可)</p> <p>A 詳細は、山口県ホームページから「会計課>山口県収入証紙について」をご覧ください。</p>
Q 受験票はいつ届くか	A 10月下旬の発送を予定しています。
Q 受験票が届くまでの間に住所を変更する予定だが、どうすれば良いか。	<p>願書には現住所、返信用封筒には変更後の住所を記載し、願書に住所変更の予定がある旨を記載してください。</p> <p>A なお、願書提出の時点で変更後の住所がわからない場合、返信用封筒には、郵便番号、住所を記載せず、140円切手を貼った状態で送ってください。</p>
Q 願書に記載した名前と受験票の名前の漢字が異なる	<p>電算処理可能な文字(JIS第一、第二水準)で記載しています。</p> <p>A なお、誤字・脱字等がありましたら、お手数ですが薬務課まで御連絡お願いします。</p>
Q 受験願書を入手したい	<p>山口県薬務課のホームページからダウンロードができます。 また、県健康福祉センター、下関保健所でも配布しています。</p> <p>A なお、郵送による請求もできます。 (方法は今年度の試験案内10を参照いただくか、薬務課、県健康福祉センター及び下関保健所にお問い合わせください。)</p>
Q 受験時に配慮を希望したい	<p>車椅子での受験を希望される場合、また、受験に伴う配慮事項を希望する場合は、受験願書時に申し出てください。 ※郵送の場合は、願書の下の余白に記載してください。</p>